

令和2年度の国民健康保険料の簡易計算方法

国民健康保険料は、加入者の加入期間ごとにA:医療分、B:後期高齢者支援金分、C:介護分を計算し世帯で合算します。

A・B・Cはそれぞれ①均等割額と②所得割額の合計です。

世帯で合算した所得金額が一定の基準以下の場合には均等割額が減額されます。

この簡易計算では加入者全員の加入期間が同じ令和2年4月～令和3年3月としてまとめて計算し、均等割額の減額判定は考慮していません。正式な保険料額は「杉並区国民健康保険料額通知書」でご確認ください。

	40歳未満の方 65歳～74歳の方	40歳～64歳の方
加入者数	(1) 人	(2) 人
賦課標準額	(a) 円	(b) 円

○ 賦課標準額の求め方(加入者ごとに計算して合算してください)

平成31年1月～令和元年12月の総所得金額等(※1)から住民税の基礎控除額(33万円)を差し引いた金額です。

※1 現行の地方税法とは異なります。総所得金額等に以下の項目が含まれている場合はご注意ください。

(退職所得…含めません/雑損失の繰越控除…控除しません/分離長期・短期譲渡所得の特別控除…控除します)

A:医療分	B:後期高齢者支援金分	C:介護分 (40歳～64歳の加入者のみ該当)
<p>【①均等割額】</p> <p>一人年間 加入者数 (1)+(2)</p> <p>39,900 円 × [] 人</p> <p>= 円</p> <p>【②所得割額】</p> <p>賦課標準額 (a)+(b) 所得割料率</p> <p>[] 円 × 7.14%</p> <p>= 円</p> <p>【③合計額 ①+②】</p> <p>= 円/1年</p> <p>【③合計額 ①+②】が、 □ 最高限度額(63万円)を超える = 630,000 円/1年</p>	<p>【①均等割額】</p> <p>一人年間 加入者数 (1)+(2)</p> <p>12,900 円 × [] 人</p> <p>= 円</p> <p>【②所得割額】</p> <p>賦課標準額 (a)+(b) 所得割料率</p> <p>[] 円 × 2.29%</p> <p>= 円</p> <p>【③合計額 ①+②】</p> <p>= 円/1年</p> <p>【③合計額 ①+②】が、 □ 最高限度額(19万円)を超える = 190,000 円/1年</p>	<p>【①均等割額】</p> <p>一人年間 加入者数 (2)</p> <p>15,600 円 × [] 人</p> <p>= 円</p> <p>【②所得割額】</p> <p>賦課標準額 (b) 所得割料率</p> <p>[] 円 × 2.09%</p> <p>= 円</p> <p>【③合計額 ①+②】</p> <p>= 円/1年</p> <p>【③合計額 ①+②】が、 □ 最高限度額(17万円)を超える = 170,000 円/1年</p>

*A・B・Cごとに「最高限度額」が定められています。上記の【③合計額】が最高限度額を超えた世帯は、最高限度額が保険料です。

世帯の令和2年度保険料

円

任意継続等の保険料と比較する場合は、12で割ることにより月額相当額を求めることができます。※2

※2 基本的に、お支払いの回数は加入月数と一致しないため、納期ごと金額は月額相当額と異なります。